

福岡県公報

令和4年1月4日
第263号

目次

告示(第1号-第4号)

- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の占用の制限 (道路維持課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

公告

告示

福岡県告示第1号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年1月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
那珂川市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	富久高線	前	みやま市瀬高町本郷826番1先から みやま市瀬高町本郷1348番4先まで	8.2 ～ 35.5	440.0
			前	みやま市瀬高町本郷826番1先から みやま市瀬高町本郷1348番4先まで	7.8 ～ 32.8	434.9
			後	みやま市瀬高町本郷826番1先から みやま市瀬高町本郷1348番4先まで	8.2 ～ 35.5	440.0
			後	みやま市瀬高町本郷826番1先から みやま市瀬高町本郷1348番4先まで	7.8 ～ 32.8	434.9

福岡県告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年1月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	500号	朝倉郡東峰村大字小石原1421番11先から朝倉郡東峰村大字小石原1438番3先まで

福岡県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝倉	一般国道	500号	朝倉郡東峰村大字小石原1421番11先から朝倉郡東峰村大字小石原1438番3先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年1月18日

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字南原字長土路1631番1、1631番3、1631番4、1631番13から1631番25まで、並びに字堂ノ下1633番1、1633番4から1633番16まで、並びに字金松1913番8から1913番10まで、1913番12から1913番37まで、1913番39から1913番43まで、1913番45、並びに大字集字三反田2326番1から2326番15まで、2328番1、2328番5から2328番27まで及び2328番30から2328番41まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字南原1676番地4

有限会社めぐみ住宅

代表取締役 杉板 正徳